

産卵低下症候群－1976（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 24 年 7 月 4 日（告示第 1622 号）一部改正
平成 28 年 4 月 18 日（告示第 1020 号）一部改正

1 定義

産卵低下症候群－1976 ウィルスを発育あひる卵、発育鶏卵又は培養細胞で増殖させて得たウィルス液を不活化し、油性アジュバントを添加したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 名称

産卵低下症候群－1976 ウィルス KE-80 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性状

7～11 日齢の発育鶏卵又は 9～15 日齢の発育あひる卵の尿膜腔内に注射すると増殖し、その尿膜腔液には、鶏赤血球凝集性を認める。

2.1.3 繙代及び保存

原株及び種ウィルスは、製造に適當と認められた発育卵又は培養細胞で継代する。

継代は、原株では 3 代以内、種ウィルスでは 2 代以内でなければならない。

原株及び種ウィルスは、凍結して－40 ℃以下又は凍結乾燥して 5 ℃以下で保存する。

2.2 製造用材料

2.2.1 発育卵

製造に適當と認められた発育卵を用いる。

2.2.2 培養細胞

EB66 細胞を用いる。

2.2.3 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.3 原液

2.3.1 発育卵又は培養細胞の培養

2.3.1.1 発育卵の培養

1 回に処理する発育卵を個体別発育卵とみなす。

個体別発育卵について、3.1 の試験を行う。

2.3.1.2 培養細胞の培養

1 回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウィルス接種前の培養細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.2 の試験を行う。

2.3.2 ウィルスの培養

種ウィルスを発育卵で培養し、感染増殖させた尿膜腔液の遠心上清若しくはろ液、又は種ウィルスを培養細胞に接種して培養し、ウィルスの増殖極期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清をウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.3.1 又は 3.3.2 の試験を行う。

2.3.3 不活化

ウイルス浮遊液を適當と認められた方法により不活化したもの又はウイルス浮遊液を適當と認められた方法により濃縮し、不活化したものを不活化ウイルス浮遊液とする。この場合、適當と認め

られた保存剤を添加してもよい。ただし、最終バルクの調製時に保存剤を添加してもよい。

不活化ウイルス浮遊液について、3.4 の試験を行う。

2.3.4 アジュバントの添加

不活化ウイルス浮遊液を混合したもの又は不活化ウイルス浮遊液を濃度調整したものに、適當と認められた油性アジュバントを添加し、原液とする。ただし、最終バルクの調製時にアジュバントを添加してもよい。

原液について、3.5 の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、濃度調整し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.6 の試験を行う。

3 試験法

3.1 発育卵の試験

個体別発育卵の 1 %以上又は 30 個以上を対照発育卵とし、これについて次の試験を行う。

3.1.1 培養観察

対照発育卵を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察するとき、胚に異常を認めてはならない。

3.1.2 鶏赤血球凝集試験

3.1.1 の試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を等量加え、60 分間静置し、観察するとき、赤血球凝集を認めてはならない。

3.2 培養細胞の試験

個体別培養細胞の 1 %以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。

3.2.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察するとき、CPE を認めてはならない。

ただし、対照培養細胞に添加するウイルス増殖用培養液は、牛血清を最終濃度 3 ~ 5 %となるように添加する。

3.2.2 赤血球凝集試験

3.2.1 の試験最終日に採取した培養液に、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を等量加え、60 分間静置し、観察するとき、赤血球凝集を認めてはならない。

3.3 ウィルス浮遊液の試験

3.3.1 ウィルス含有量試験

3.3.1.1 試験材料

3.3.1.1.1 試料

検体を適當と認められた希釈液で希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.3.1.1.2 培養細胞又は発育卵

適當と認められた培養細胞又は発育卵を用いる。

3.3.1.2 試験方法

培養細胞を用いる場合は、各段階の試料 $50 \mu L$ と培養細胞浮遊液 $100 \mu L$ を 96 穴マイクロプレートの 4 穴以上に分注し、混合した後、 37°C で 8 日間培養し、観察する。試験最終日に各穴の培養液を採取し、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を用いて赤血球凝集の有無を観察する。

発育卵を用いる場合は、試料 $100 \mu L$ ずつをそれぞれ 5 個以上の発育卵の尿膜腔内に注射し、 37°C で 7 日間培養し、観察する。試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を用いて赤血球凝集の有無を観察する。

3.3.1.3 判定

培養細胞を用いる場合は、培養細胞に CPE を認めたもの又は培養液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{7.3}TCID₅₀ 以上でなければならない。

発育卵を用いる場合は、尿膜腔液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、EID₅₀ を算出する。ただし、24 時間以内に死亡したものは、除外する。検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{8.0}EID₅₀ 以上でなければならない。

3.3.2 赤血球凝集試験

3.3.2.1 試験材料

3.3.2.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.3.2.2 試験方法

マイクロタイター法で赤血球凝集試験を行う。試料に 0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を加え、室温で 60 分間静置した後、赤血球凝集の有無を観察する。

3.3.2.3 判定

赤血球凝集が観察された検体の最高希釈倍数を赤血球凝集単位とする。

検体の赤血球凝集単位は、640 倍以上でなければならない。

3.4 不活化ウイルス浮遊液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 不活化試験

3.4.2.1 試験材料

3.4.2.1.1 注射材料又は接種材料

発育卵に接種する場合は、検体を注射材料とする。

培養細胞に接種する場合は、検体を滅菌した透析チューブに入れ、4 °Cで 1,000 倍容量以上のリン酸緩衝食塩液中で 24 時間透析し、不活化剤を除去又は中和した後、これを無菌的に回収したものを接種材料とする。

3.4.2.1.2 発育卵又は培養細胞

適当と認められた発育卵又は培養細胞を用いる。

3.4.2.2 試験方法

発育卵を用いる場合は、注射材料を 10 個以上の発育卵の尿膜腔内に 0.1mL ずつ注射し、37 °Cで 7 日間培養した後、尿膜腔液を採取し、更に 1 代以上継代し、37 °Cで 7 日間培養し、胚を観察する。試験最終日に、尿膜腔液を採取し、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を用いて赤血球凝集の有無を観察する。

培養細胞を用いる場合は、接種材料の 0.1mL と鶏胚肝初代細胞 2.0mL を 6 穴プレートの 5 穴に分注し、混合し、37 °Cで 5 日間以上培養した後、1 代以上継代し、5 日間以上培養観察し、CPE の出現を観察する。試験最終日に各穴の培養液を 50 μ L ずつ採取し、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を等量加え、60 分間静置し、赤血球凝集の有無を観察する。

3.4.2.3 判定

発育卵を用いる場合は、胚は正常に発育しなければならず、尿膜腔液に赤血球凝集を認めてはならない。

培養細胞を用いる場合は、培養細胞に CPE を認めず、培養液に赤血球凝集を認めてはならない。

3.5 原液の試験

3.5.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6 小分製品の試験

3.6.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液で、静置すれば下底に水層の分離を生ずる場合があるものの、振とうすれば白色の均一な液体でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.6.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.3 チメロサール定量試験

チメロサール添加製剤については、適當と認められた方法で試験品を処理したものを試料とし、一般試験法のチメロサール定量法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.4 ホルマリン定量試験

ホルマリン添加製剤については、適當と認められた方法で試験品を処理したものを試料とし、一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの含有量は、0.2vol %以下でなければならない。

3.6.5 安全試験

3.6.5.1 試験材料

3.6.5.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.6.5.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の 4 ~ 10 週齢の鶏を用いる。

3.6.5.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、3 羽を対照群とする。

注射材料 1 羽分ずつを試験群の頸部皮下又は脚部筋肉内に注射し、対照群と共に 3 週間又は 4 週間観察する。

3.6.5.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に臨床的な異常を認めてはならない。

3.6.6 力価試験

3.6.6.1 試験材料

3.6.6.1.1 試験動物

3.6.5 の試験に用いた動物を用いる。

3.6.6.1.2 赤血球凝集抗原

産卵低下症候群 - 1976 ウイルス赤血球凝集抗原（付記）を用いる。

3.6.6.2 試験方法

3.6.5 の試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、赤血球凝集抑制試験を行う。

血清 1 容に 25w/v % カオリン液 3 容を加え、20 分間処理した後、遠心した上清を採取する。これをリン酸緩衝食塩液で 2 倍階段希釈し、各希釈血清 25 μ L に等量の 4 単位の産卵低下症候群 - 1976 ウイルス赤血球凝集抗原を加えて混合し、10 分間又は 30 分間処理した後、0.5vol % の鶏赤血球浮遊液を 50 μ L ずつ加えて振とう混合し、60 分間静置した後に赤血球凝集の有無を観察する。

3.6.6.3 判定

赤血球凝集が抑制された血清の最高希釈倍数を赤血球凝集抑制抗体価（以下この項において「HI 抗体価」という。）とする。

試験群の 80 % 以上が HI 抗体価 32 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、全て HI 抗体価 4 倍以下でなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、3年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記 産卵低下症候群－1976 ウイルス赤血球凝集抗原

産卵低下症候群－1976 ウイルス JPA-1 株又は適当と認められた株を生ワクチン製造用材料の規格 1.3 の発育卵で増殖させて得た尿膜腔液又は生ワクチン製造用材料の規格 2.1.3 の鶏胚肝初代細胞で増殖させて得た培養上清に 0.2vol %になるようにホルマリンを加えて不活化したもの。